

米の需給調整についてのお知らせ

稲作農業者のみなさまへ

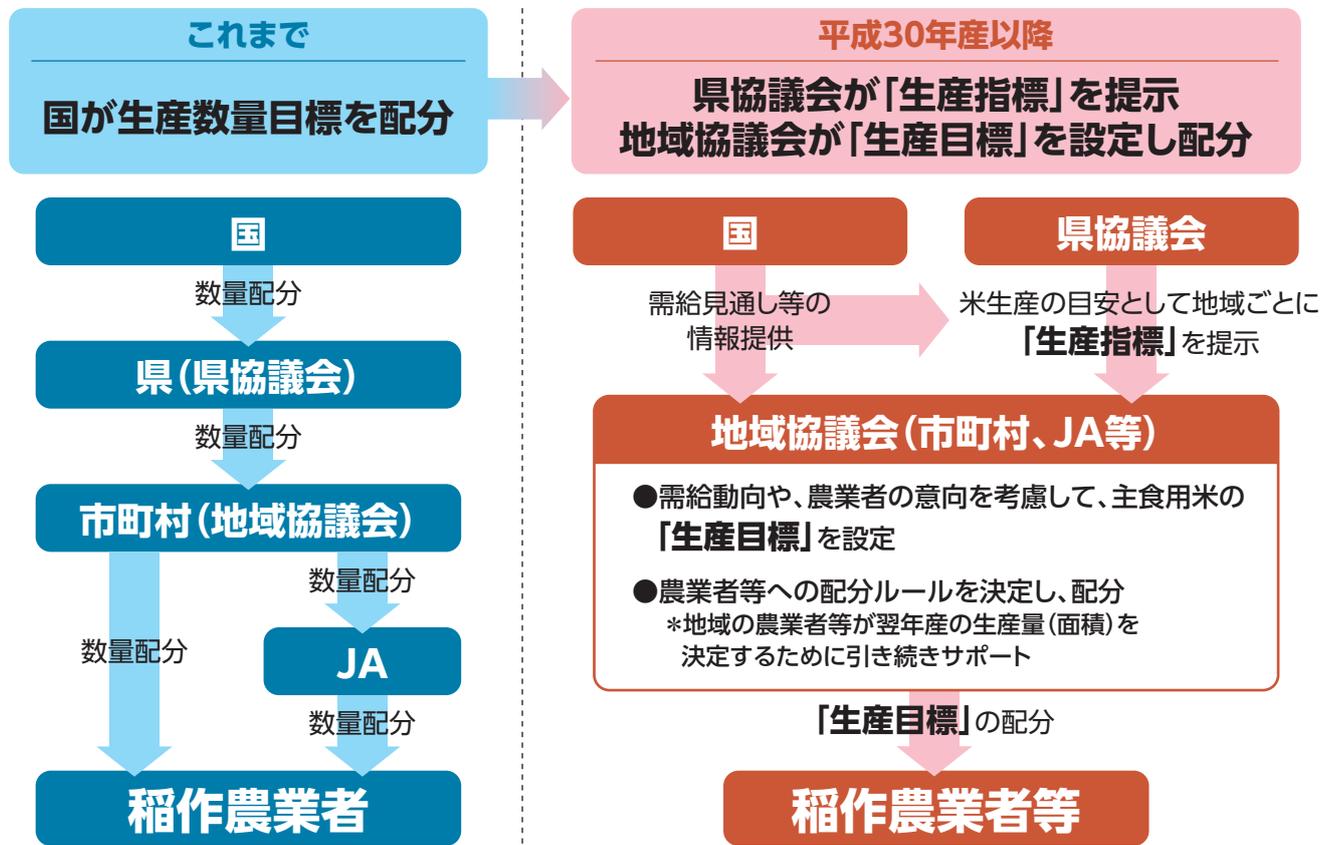
平成30年産から国による米の生産数量目標の配分が廃止されますが、引き続き、米価安定のため、**計画的な米生産に努めましょう。**

平成30年産以降は…

「農業再生協議会」が中心となって、**新たな米の需給調整**を行います。

注) 農業再生協議会は、行政、農協等により構成された団体で、県段階と地域(市町村)段階に設置されています。

需給調整の仕組み(イメージ)



Q1 30年産からは、主食用米を自由に作付けしてもよいのではないのでしょうか？

A1 需要に見合った計画的な作付けを行いましょう

米の国内消費量は、毎年約8万トンずつ減少しているため、無計画な生産は、米価下落を招き、稲作経営に大きな影響を与えることが懸念されます。

市町村やJA等に相談しながら、各生産者自らが、どこへ、誰にどれだけ米を売るかなどの戦略を考え、需要に見合った計画的な米の作付を行うことが重要です。

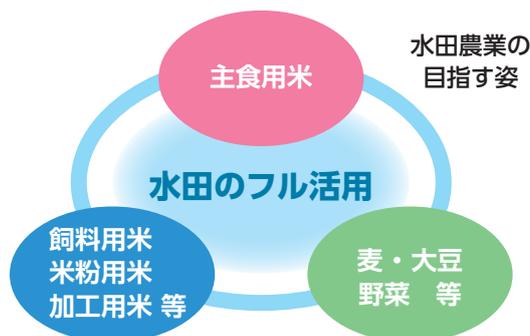
農業再生協議会では、国からの米の需給動向に関する情報に基づき、主食用米の「生産目標」を示しますので、作付け計画の一助としてください。

Q2 主食用米以外に何を作付すればよいのでしょうか？

A2 水田フル活用ビジョンに位置付けられた作物の作付を支援しています。

稲作農業者の所得維持・向上のためには、これまで生産してきた飼料用米や、麦大豆、野菜などの作物の生産に引き続き取り組んでいくことが重要です。

こうした取組を進めるため、「水田活用の直接支払交付金(産地交付金を含む)」を活用しながら、水田フル活用を支援します。



Q3 計画的な米生産をしても、米価が下落した時は、経営に打撃を受けるのではないのでしょうか？

A3 米価下落のセーフティネットとして、収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)への加入を検討しましょう。

【ナラシ対策の概要】

(1) 交付対象者

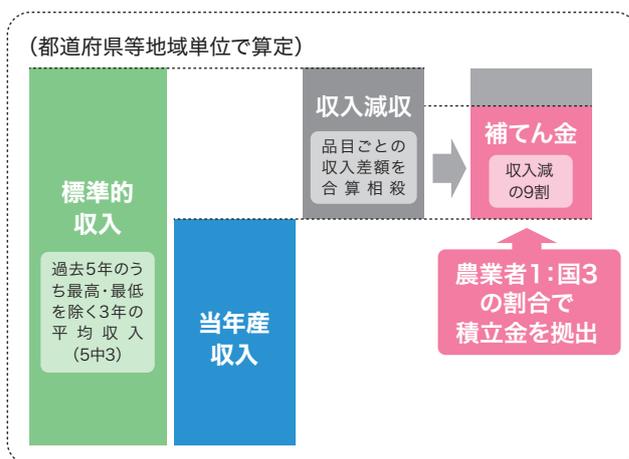
認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(規模要件はありません)

(2) 対象品目

米、麦、大豆

(3) 補てん額

当年産の対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補てんします。(積立金は掛け捨てではありません)



※このほかのセーフティネットとする対策として、農作物共済や平成31年から運用が開始される収入保険制度があります。